

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 栴の里
利用契約重要事項説明書

1 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-691-0074 (午前9時30分～午後5時30分まで)

担当 石村 雅子

*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム栴の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類

| | |
|----------|--------------------------|
| 施設名称 | 特別養護老人ホーム栴の里 |
| 所在地 | 東京都八王子市宮下町355番地 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人福祉施設 東京都第1372900298号 |

(2) 施設の職員体制 (令和6年8月1日現在)

| | 常 勤 | 非 常 勤 | 計 |
|-------------|-----|-------|----|
| 施設長 | 1 | | 1 |
| 事務職員 | 2 | 2 | 4 |
| 生活相談員 | 1 | | 1 |
| 看護職員 | 3 | 3 | 6 |
| 介護職員 | 22 | 5 | 27 |
| 栄養士 (管理栄養士) | 1 | | 1 |
| 機能訓練指導員 | | 7 | 7 |
| 医師 | | 3 | 3 |
| 介護支援専門員 | 1 | | 1 |

調理部門は委託となっております。

(3) 施設の設備の概要

| | | | | | | |
|----|------|------|------|------|-------|----|
| 定員 | 80名 | 介助浴室 | 1室 | 食堂 | 3ヶ所 | |
| 居室 | 4人部屋 | 17室 | 特別浴室 | 1室 | 機能訓練室 | 1室 |
| | 3人部屋 | 2室 | 静養室 | 1室4名 | 会議室 | 1室 |
| | 1人部屋 | 6室 | 医務室 | 1室 | 相談室 | 1室 |

3 サービス内容

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ②食 事 | ③入 浴 |
| ④介 護 | ⑤機能訓練 | ⑥生活相談 |
| ⑦健康管理 | ⑧特別食の提供 | ⑨理美容サービス |
| ⑩預り金管理サービス | ⑪所持品保管 | ⑫レクリエーション 等 |

4 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

従来型個室（1日につき）

| | 1日あたりの自己負担分（1割/2割/3割） |
|-------|-----------------------|
| 要介護度1 | 629円/1, 258円/1, 887円 |
| 要介護度2 | 703円/1, 407円/2, 111円 |
| 要介護度3 | 781円/1, 563円/2, 345円 |
| 要介護度4 | 856円/1, 713円/2, 569円 |
| 要介護度5 | 930円 /1, 860円/2, 790円 |

多床室（1日につき）

| | 1日あたりの自己負担分（1割/2割/3割） |
|-------|-----------------------|
| 要介護度1 | 629円/1, 258円/1, 887円 |
| 要介護度2 | 703円/1, 407円/2, 111円 |
| 要介護度3 | 781円/1, 563円/2, 345円 |
| 要介護度4 | 856円/1, 713円/2, 569円 |
| 要介護度5 | 930円 /1, 860円/2, 790円 |

*入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

① 食費 1日あたり 1,445円

② 居住費 1日あたり 1,231円（個室） 915円（多床室）

(2) その他の料金

① 理美容費・・・個別対応

② 預り金管理サービス費・・・1ヶ月につき 3,000円

③ 日常生活費・・・1日 Aセット50円

1日 Bセット20円 ※全て持ち込みの場合0円

④ テレビ・電気代・・・1日 30円

⑤ 処分費・・・私物・衣類等ダンボール箱一箱(大) 3,000円

上記の他、買い物サービスの費用などは自己負担になります。

(3) 基本料金の減免措置

所得に応じた減免措置があります。

(4) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、27日までに預り金口座にご入金ください。

お支払方法は、【口座引き落とし】となります。

5 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話などでお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員等とご相談ください。

(2) 退所手続き

①利用者または代理人は、施設に対して（2週間の予告期間をにおいて）文書で予告することにより、この契約を解約し、退所することができます。

②次の事由に該当した場合、当施設は利用者に対して、30日間の予告期間をにおいて、文書で通知することにより、この契約を解約し退所することができます。

* 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、3か月分が滞納となった場合

* 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。または入院後、3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

* 利用者が、施設やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

* やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

③利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了し退所となります。

* 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

* 利用者が死亡した場合

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①当ホームは、昭和44年5月に50名定員で開設されました。平成10年4月に全面改築され80名に増員となりました。令和3年度八王子市老人福祉施設等整備事業で大規模改修を行った事に伴い、特別養護老人ホーム栂の里へと名称変更を致しました。開設以来、入所者の安全で快適な生活の援助に取り組んできました。平成12年には指定介護老人福祉施設として、従来から培ってきたサービス水準の維持向上を目指しつつ、やすらぎとぬくもりのあるサービスの提供をしています。

②当ホームは、利用者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。

③当ホームは、利用者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めます。

④当ホームは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めます。

⑤当ホームは、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等から

の物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めます。

(2) サービス利用のために

| 事 項 | 有無 | 備 考 |
|--------------|----|---------------|
| 従業員への研修の実施 | 有 | 内外での研修実施・参加 |
| サービスマニュアルの作成 | 有 | 業務マニュアル・事業計画書 |
| 身体的拘束のルール | 有 | 身体拘束ゼロへの取り組み |

(3) 施設利用にあたっての留意事項

面会

特に制限はもうけておりません。他の入所者の迷惑にならぬようお願い致します

喫煙・飲酒

特に制限はもうけておりませんが、喫煙は防災のため喫煙コーナーで、飲酒は医師の指示がある場合の制限、または健康管理できる範囲でお願いしております。

外出・外泊

特に制限はもうけておりませんが、食事の中止、薬等の準備がありますので、早めにお申し出ください。なお、当日の体調等により、中止とさせていただく場合もあります。

金銭

原則ご本人及び代理人、ご家族にお願いをしております。施設でお預かりする場合、また日常的な出金、買い物などお金の取り扱いについては、ご希望により、「預り金取扱い規程」によりお預かりします。

所持品のお持ち込み

施設には、ロッカーを設置しておりますが、スペースに限りがございます。なるべくご家庭で管理をし、面会方々、入れ替えや補充をお願いいたします。

受診

協力病院は仁和会総合病院・日の出ヶ丘病院・北野台病院・南多摩病院・右田病院・清智会記念病院です。協力歯科医療機関はコンパステナルクリニックです。施設の協力病院への受診は、随時・定期的に施設で行いますが、ご本人希望の医療機関への受診はできませんので、ご家族等でお願いいたします。

入院中のベッドの扱いについて

1週間を越えて入院をされる場合は、入院中のベッドを他の利用者にご利用いただく場合もあります。

宗教

特に制限はございません。ただし、布教活動・火気の使用および他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。

ペット

ご家庭のペットの持ち込みは禁止させていただいております。

7 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 事故発生時、ご利用者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、速やかに保険者や必要に応じて八王子市及び東京都に連絡するとともに、利用者のご家族等に連絡を行う等必要な処置を行います。
- ② 事故内容等につきましては、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、市区町村等に連絡し、報告書を作成致します。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかにを行います。

| 緊急連絡先 | |
|-------|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電話番号 | |
| 続 柄 | |

8 非常災害対策

- ・防災時の対応 緊急時災害マニュアルによる
- ・防災設備 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器・屋内消火栓
消火器等設置
- ・防災訓練 毎月1回以上(訓練内容は消防署へ提出)
- ・防火責任者 内 藤 昭 彦

9 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当ホームは、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当ホームは、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、利用者・その家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録します。
- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。
- ⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をいたします。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

- ⑦ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

10 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご家族等に啓発します。
- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。
- ⑤ 提供されたサービスの内容において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には「11 サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。
- ⑥ 虐待の通報は、「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けをいたします。

電話 042-691-0074
虐待防止対応責任者 施設長 内藤 昭彦

11 サービス内容に関する相談・苦情

利用者又はご家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はご家族等に1ヵ月以内に報告いたします。

①介護保険相談・苦情窓口

電話 042-691-0074
苦情解決責任者 施設長 内藤 昭彦
苦情解決担当者 福祉係 大原 石村

②その他

施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口などでも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177

介護保険証記載の区市町村介護保険担当係にご相談ください。

12 第三者評価の実施状況

当ホームでは、より良いサービスの実施を目指して、東京都福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査）を実施します。この評価は、東京都福祉サービス評価推進機構によって認証されている評価機関が実施します。利用者又はご家族等がサービスを選択するため、そして事業の透明性を確保するための情報提供を行うとともに、評価結果をとうきょう福祉ナビゲーションに公開します。

| | |
|-----------|--------------------------|
| 利用者に対する調査 | |
| 直近の実施年月日 | 2022年10月4日～2023年1月24日 |
| 評価機関名称 | 特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター |

| | |
|-------------|---|
| 福祉サービス第三者評価 | |
| 直近の実施年月日 | 2023年9月24日～2024年3月13日 |
| 評価機関名称 | 特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター |
| 開示状況 | とうきょう福祉ナビゲーション http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm |

13 施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 多摩養育園
 代表者役職・氏名 理事長 足利 正 哲
 本部所在地 東京都八王子市八木町8-11
 電話番号 042-623-3388

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

養護老人ホーム楢の里の設置経営
 養護老人ホーム竹の里の設置経営
 特別養護老人ホーム桜の里の設置経営
 特別養護老人ホーム桜の里の設置経営
 障害者支援施設精華の設置経営
 救護施設光華の設置経営

第二種社会福祉事業

保育所光明第一保育園の設置経営
 保育所光明第二保育園の設置経営
 保育所光明第五保育園の設置経営
 保育所光明第六保育園の設置経営
 保育所光明高倉保育園の設置経営
 保育所八王子市立石川保育園の指定管理
 保育所光明府中南保育園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第三こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第四こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第七こども園の設置経営
 幼保連携型認定こども園光明第八こども園の設置経営
 短期入所生活介護事業(花の里)の経営
 短期入所生活介護事業(桜の里)の経営
 老人短期入所事業(竹の里)の受託経営
 障害福祉サービス事業(短期入所 精華)の受託経営
 障害福祉サービス事業(共同生活介護・共同生活援助 輝)の設置経営

府中市立介護予防推進センターの指定管理
八王子市高齢者あんしん相談センター大横の指定管理

公益を目的とする事業

居宅介護支援事業 桜の里ケアマネジメントセンター

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都八王子市宮下町355番地
名称 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桜の里
施設長 内藤 昭彦 印
説明者 所属 福祉係
氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所
氏名 印

代理人

住所
氏名 印